

**「富山県障害者差別解消ガイドライン(仮称)(案)」に対する意見
(パブリックコメント)の概要及び考え方について**

募集期間： 平成28年2月18日(木)～平成28年3月3日(木)

意見提出件数： 55件

意見提出者数： 6名

番号	項目	意見の概要	ご意見に関する考え方
1	I 2目的	不利益な取り扱い、合理的配慮の不提供は「差別」と明記してはどうか。	I 2「目的」で記載していますのでご確認願います。
2	I 4(1)「障害のある人」とは	女性障害者の複合差別、障がい児などの課題の啓発の強化を求める。	I 4(1)「『障害のある人』とは」に、障害のある女性や障害児の留意点について、記載しています。
3	I 4(2)何人もとは	「何人も」という、あらゆる人(事業者、機関等)を条例の対象とされているところがすばらしいと感じた。県民全体で障害者差別の解消に取り組んでいただきたいと願っています。	賛同のご意見として承ります。
4	II 2(5)障害のある人のための環境整備	県職員、県教職員、県警察員など特に富山県職員へのさらなる研修の充実をお願いします。	障害者差別解消法第10条に基づき策定する職員対応要領により、職員に対する研修を行うことにしています。 なお、II 2(5)「障害のある人のための環境整備」として、職員や従業員に対する研修等について記載しています。
5	III 1(1)各分野共通、III 1(10)情報の提供・コミュニケーション	合理的配慮と考えられる例のうち、下線部の記述の追加を求める。 「 <u>視覚障害者及び盲ろう者に資料提供する際、読み上げソフト及び点字変換ソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。</u> 」 (同様趣旨意見上記含め2件)	ご意見のとおり修正します。
6	III 1(2)福祉サービス	障害を理由とする不利益な取扱いに、次の下線部の記述の追加を求める。 「 <u>障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否したり、差をつけたり、制限したり、これに条件をつけるなど不利益な取扱いをすること</u> 」	ご意見のものは、「福祉サービスの提供を拒否したり、制限したり、これに条件を付けたりするなど不利益な取扱いをすること」に含まれると考えております。
7		障害を理由とする不利益な取扱いに、以下のものを加えてほしい。 「 <u>障害を理由として、障害のある人の意に反して障害者支援施設などへの入所や入居を提供しないこと</u> 」	ご意見のものは、「福祉サービスの提供を拒否したり、制限したり、これに条件を付けたりするなど不利益な取扱いをすること」に含まれると考えております。
8	III 1分野別(3)医療	障害を理由とする不利益な取扱いに、次の下線部の記述の追加を求める。 「 <u>障害を理由として、障害のある人の意に反して医療の提供を拒否したり、差をつけたり、制限したり、これに条件をつけるなど不利益な取扱いをすること</u> 」 (同様趣旨意見上記含め2件)	ご意見のものは、「障害を理由として、医療の提供を拒否したり、制限したり、これに条件を付けたりするなど不利益な取扱いをすること」に含まれると考えております。
9		下記①だけでなく、②③のケースについても、家族などの意思を障害のある人の意思として扱うべき。②③の場合、家族が病院へ連れて行く事は非常に難しい。 ①本人の意思を確認することが困難な場合 ②本人に病識が無い場合 ③本人に病識はあるが病気であることを拒否(治療を拒否する)しているケースで、治療が必要な場合 (同様趣旨意見上記含め3件)	ご意見を踏まえ、不利益な取扱いに該当する可能性がある例のうち、次の一文に下線部を追加します。 「本人(本人の意思を確認することが困難な場合は家族等)の意思に反した医療の提供を行う又は意思に沿った医療の提供を行わない。」

番号	項目	意見の概要	ご意見に関する考え方
10	Ⅲ1分野別 (3)医療	不利益な取扱いに該当する可能性がある例として、以下のものを加えてほしい。 「治療が必要であるにもかかわらず、本人に病識が無い場合、本人よりの申し出が無いとして、医療やサービス等の提供や対応を拒否すること」 (同様趣旨意見上記含め2件)	(同上)
11		障害の種別によって医療費の負担割合に差があるため、障害を理由とする不利益な取扱いに、以下のものを加えてほしい。 「障害を理由として、医療費に差をつけたり、制限したり、これに条件をつけるなど不利益な取扱いをすること」 (同様趣旨意見上記含め2件)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(H27.2.24閣議決定)において、「不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、(中略)障害者でない者より不利に扱うこと」と定義されています。 医療費の自己負担の軽減は、障害者のみに対する特別な措置であり、障害種別による異なる取扱いは、禁止される差別に該当しないものとなりますので、ご理解願います。
12	Ⅲ1(5)労働・雇用	不利益な取扱いに該当する可能性がある例として、次の下線部の記述の追加、修正を求める。 「障害を理由として、応募や採用を拒否したり、 <u>差をつけたりこれらに条件をつけるなど不利益な取扱いをすること。</u> 」 (同様趣旨意見上記含め2件)	ご意見のものは、「障害を理由として、応募や採用を拒否したり、これらに条件をつけたりするなど不利益な取扱いをすること。」に含まれると考えております。
13		不利益な取扱いに該当する可能性がある例として、次の下線部の記述の追加を求める。 「一定の能力を有していることを採用の条件にしている場合に、合理的配慮を考慮することなく、一律に労働能力不足として障害者を採用対象から除外する。 <u>又は特定の障害者を労働能力不足として採用対象から除外する。</u> 」	障害の種別に関わらずあらゆる障害者に関する例として記載しています。
14		合理的配慮と考えられる例のうち、下線部の記述の追加を求める。 「障害の特性に応じて、音声読み上げソフトや <u>点字ディスプレイ</u> 、ルーペなどを導入したり、パソコンの基本機能(文字の拡大、画面の白黒反転機能等)を活用したりするなどの工夫をする。」	ご意見にある点字ディスプレイは、現時点では一般的でないことから、追加しないこととしますので、ご理解願います。
15		民間会社における「同一労働、同一賃金」を義務化して欲しい。以前派遣労働者として働いていた会社では、ただ聞こえが不十分と言うだけで、他の労働者と作業内容は全く同じにもかかわらず、日給が安かった。 聞こえは不全であるが、身体的支障がない聴障者の活躍の場を差別待遇でスポイルしないよう条例には反映して欲しい。	「同一労働、同一賃金」の取扱いについては、本ガイドラインで事業者に課すことは困難でありますので、ご理解願います。
16	Ⅲ1(6)教育	合理的配慮と考えられる例として、以下のものを加えてほしい。 「障害について、正しい知識(原因、特性、対応、社会のあり方等)を持つ教育を行い、偏見と差別を無くし、早期治療に結びつけ、適切な接し方で再発を防止する。」	本ガイドラインでは、法及び県条例の障害を理由とする差別の禁止は、個別の場面における特定の障害者に対する取扱いを対象としております。 障害及び障害のある人に関する教育の推進については、ガイドラインの基となる県条例第23条において、「県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害のある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。」と規定されております。

番号	項目	意見の概要	ご意見に関する考え方
17	Ⅲ1(8)交通機関の利用	障害種別によって運賃等の割引に差があるため、不利益な取扱いに該当する可能性がある例として、以下のものを加えてほしい。 「障害を理由として、運賃に差をつけたり、制限したり、これに条件をつけるなど不利益な取り扱いをすること」 (同様趣旨意見上記含め3件)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(H27.2.24閣議決定)において、「不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、(中略)障害者でない者より不利に扱うこと」と定義されています。 運賃等の割引は、障害者のみに対する特別な措置であり、障害種別による異なる取扱いは、禁止される差別に該当しないものとなりますのでご理解願います。
18		合理的配慮と考えられる例として、以下のものを加えてほしい。 「車いすなどの障害者に対しスムーズな対応を行うため、ホームページ等で利用を予定している方にあらかじめ乗降駅や乗降時間を知らせてもらうよう勧める。」	具体的な合理的配慮の提供方法については、各事業者の実情に照らしてそれぞれ判断し、取り組まれるべきと考えております。
19		公共交通機関での案内業務・案内放送について、音声案内だけではなく文字情報を併用して欲しい。 特に、風雪災害時など不測事態に置いて、何故交通がストップされているのか全く分からない状況がしばしば発生し、正常運転再開の目途が分からないため、業務に支障が生じている。 列車、バスなど車内での案内を、音声だけではなく文字表示を求める。	公共交通機関の案内放送における文字情報の併用については、合理的配慮と考えられる例として記載しています。
20	Ⅲ1(10)情報の提供・コミュニケーション	合理的配慮の例として、「手話通訳者派遣又は、要約筆記派遣を利用する」も書き加えた方が、わかりやすいのではないかと。	手話通訳や要約筆記等を用いた意思疎通の配慮について、合理的配慮と考えられる例として記載しておりますので、ご確認願います。
21		意思疎通事業による通訳者(手話通訳・要約筆記通訳)の派遣条件の緩和を求める。条件のうち、市町村が認めるものの範囲を柔軟かつ弾力的に運用してほしい。	本意見募集の対象であるガイドライン(案)の内容とは直接関係ないものでありますが、ご意見として参考にさせていただきます。
22		民間の講演・イベントなどへの通訳者派遣を、当該障がい者個人で要請するのではなく、主催者団体に通訳者派遣要請があった場合、派遣を義務化してほしい。	本意見募集の対象であるガイドライン(案)の内容とは直接関係ないものでありますが、ご意見として参考にさせていただきます。 なお、合理的配慮としての通訳者派遣は、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときに、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために提供するとの考え方に基づき行われるものです。
23		自治体が主催又は共催・後援事業に際しては、当該障がい者の参加の有無を問わず、通訳者を設置して欲しい。手話通訳者のみの派遣があるが、要約筆記者の派遣も義務化して欲しい。中途失聴者・難聴者は、手話を使えないものが大半で、文字情報だけを頼りにしている。	条例上、合理的配慮としての手話通訳者や要約筆記者の設置は、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときに、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために提供するとの考え方に基づき行われるものですので、ご理解願います。
24		全国難聴者連合会では「耳マーク」の普及をはかっている。耳マークは、「筆談します」を意味しており、官公庁・公共機関のみならず、商業施設等へ、耳マークの趣旨を説明頒布啓蒙すると同時に、受付・案内窓口などへの表示を要望する。	筆談については、合理的配慮と考えられる例として記載しています。 「耳マーク」の表示など具体的合理的配慮の提供方法は、各事業者の実情に照らしてそれぞれ判断し、取り組まれるものと考えております。

番号	項目	意見の概要	ご意見に関する考え方
25	Ⅲ1(10)情報の提供・コミュニケーション	各信販会社、金融機関、宅配業者、民間損保(自動車保険、特に事故対応時)の各種本人確認において電話対応が求められているが、聴障者は電話対応が出来ない。メールやファクシミリ等の活用と共に、代理対応を認めて欲しい。	障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いるなど、相手に合わせた意思疎通の配慮について、Ⅲ1(10)「情報の提供・コミュニケーション」について記載しています。 なお、国の各省庁においては、障害のある方々へのコミュニケーションにおける配慮について、事業者が適切に対応するための指針を策定し、事業者団体等に対し周知を行っているところです。
26	Ⅲ2(7)精神障害 ◆統合失調症の場合	障害特性を踏まえた対応のうち、取消し線部分の削除と下線部の記述の追加を求める。 「薬物療法が主な治療となるためと心理社会的療法との組み合わせや対話的実践(対話的臨床)により、高い治療効果が得られる。薬物療法では、服薬を続けられるように配慮する。 長期予後をよくするために、早期診断・早期治療が重要である。」	「薬物療法が主な治療となる」ことについては、厚生労働省の「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」の表記と照らし記載していますので、ご理解願います。 また、障害のある人の日常生活や社会生活において特に配慮すべき事項を例示した本ガイドラインの趣旨を踏まえ、合理的配慮の提供にあたって参考になる対応を例示的に記載しているものであることから、ご意見は参考とさせていただきます。
27		障害特性を踏まえた対応のうち、取消し線部分の削除と下線部の記述の追加を求める。 「社会との接点を保つこともが治療となるため、本人が病気と付き合いながら、他人と交流したり、仕事につくことを見守る。り支援する。」	障害のある人の日常生活や社会生活において特に配慮すべき事項を例示した本ガイドラインの趣旨を踏まえ、合理的配慮の提供にあたって参考になる対応を例示的に記載しているものであることから、ご意見として参考とさせていただきます。
28		障害特性を踏まえた対応に、以下のものを加えてほしい。 「批判的になりすぎず、バランスの良い対応を心がける。」	
29		障害特性を踏まえた対応に、以下のものを加えてほしい。 「心配しすぎて、過保護にならない。本人にできることは手伝わない。本人の役割を決める。 出来たことに感謝する。本人のペースを尊重する。」	
30		障害特性を踏まえた対応に、以下のものを加えてほしい。 「話をよく聴く。 全身全霊で聞き、聞いたことをオウム返しに伝える。(聴いたことの証明)」	
31		障害特性を踏まえた対応に、以下のものを加えてほしい。 「本人の疾患や障害を理解し、気持ちを理解するとともに共感する。」	
32		障害特性を踏まえた対応に、以下のものを加えてほしい。 「幻覚や妄想について、本人が体験していることを尊重し、否定や安易な肯定を避け中立的態度をとる。」	
33	Ⅲ2(7)精神障害 ○双極性障害(躁うつ病)の場合	障害特性を踏まえた対応のうち、取消し線部分の削除を求める。 「薬物療法が主な治療となるため、服薬を続けられるよう配慮する。」	「薬物療法が主な治療となる」ことについては、厚生労働省の「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」の表記と照らし記載していますので、ご理解願います。

番号	項目	意見の概要	ご意見に関する考え方
34	Ⅲ2(7)精神障害 ○双極性障害(躁うつ病)の場合	障害特性を踏まえた対応に、以下のものを加えてほしい。 「 <u>まずは聴くことです。(同じことを何度でも、全身全霊で聴く)</u> 」	障害のある人の日常生活や社会生活において特に配慮すべき事項を例示した本ガイドラインの趣旨を踏まえ、合理的配慮の提供にあたって参考になる対応を例示的に記載しているものであることから、ご意見として参考とさせていただきます。
35	障害特性を踏まえた対応に、以下のものを加えてほしい。 「 <u>求められなければ、アドバイスはしない。問題の解決方法や困難に立ち向かう方法などについて、その人が自分で見つけられるよう助ける。(一緒に考える)</u> 」		
36	障害特性を踏まえた対応に、以下のものを加えてほしい。 「 <u>なるべく時間を一緒に過ごす。</u> 」		
37	Ⅲ2(7)精神障害【コラム】 ■主な精神障害	統合失調症について記載した部分のうち、取消し線部分の削除を求める。 「 <u>幻聴や妄想などの症状は、薬物治療で比較的早く治まる。</u> 」	薬物治療の効果については個人差があるため、ご意見のとおり削除します。
38	Ⅳ1地域相談員や広域専門相談員による相談対応	広域専門相談員の資質向上、増員、処遇改善などのあり方の再検討を求める。	本意見募集の対象であるガイドライン(案)の内容とは直接関係ないものであることから、ご意見として参考とさせていただきます。
39	Ⅳ2「富山県障害のある人の相談に関する調整委員会」	調整委員会のさらなる活用を求める。	県条例に規定されている調整委員会の役割の範囲で効果的に取り組みたいと考えております。
40	その他	関係機関(行政・民間)との連携から踏み込んだ関係機関への働きかけの強化を求める。	県条例第24条に基づき設置する協議会等を活用しながら、差別解消に向けた取り組みを行ってまいります。
41		公に認められている当事者組織があるが、多くの中途失聴・難聴者は未組織の方が多く、個々人が抱えている困難は上記組織にあっては必ずしも意見が集約されておらず、多くの問題が根深く横たわっているのが現状です。 障害者問題を論じるとき、既設障害者団体の意見だけではなく、既設障害者団体に所属していない「未公認」の任意グループの存続実態調査をすると同時に、未公認団体からの意見聴取の場を設けてほしい。	本県障害福祉施策の実施にあたっては、障害のある人も委員とする富山県障害者施策推進協議会等からご意見をいただいております。なお、本ガイドライン(案)の策定にあたっては、広く県民の皆さまから意見等を提出していただき、その過程の公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民参加による開かれた県政の推進に資することを目的として、本意見募集を行ったところであります。
42		障害者の差別解消に関する条例を、全国的にも早く制定していただき、とても感謝しています。 この条例が、政策にしっかりと反映されることを強く望みます。 条例には、罰則等の条項が無いと、県の勧告により問題が改善されるよう行政の強い指導力を求めます。	県では、県条例に基づき、障害者差別解消のため必要な施策に取り組んでまいります。 相談では解決できなかった場合に助言・あっせんの申立てができる紛争解決のしくみについても、条例に基づき適切に運用してまいります。
43	その他	中学校及び高等学校において、正しい知識を持つための教育を実施してください。	本ガイドラインの基となる県条例第23条において、「県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害のある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。」と規定されておりますので、ご意見は参考にさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	ご意見に関する考え方
44	その他	<p>身体障害者、知的障害者に比べ、精神障害者には以下の不平等・差別があるので、解消してほしい。</p> <p>(1) 県単独医療費助成制度の対象外。</p> <p>(2) 運賃割引制度の対象外。</p> <p>(3) 雇用率の向上を図って下さい。(特に公的部門から率先して実施)</p>	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(H27.2.24閣議決定)において、「不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、(中略)障害者でない者より不利に扱うこと」と定義されています。</p> <p>県単独医療費助成制度や運賃割引制度、障害者雇用率制度は、障害者のみに対する特別な措置であり、障害種別による異なる取扱いは、禁止される差別に該当しないものとなりますので、ご理解願います。</p>
45		<p>障害者の権利に関する条約について、条約の内容を政策に反映してください。</p>	<p>障害者差別解消法及び県条例は、障害者の権利に関する条約の障害を理由とする差別の考え方に基づいています。県では、この考え方に基づき、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策に取り組んでまいります。</p>
46		<p>富山県における精神障害者の人数について、精神障害者の推定人数94,000人を対象に政策を立案推進してください。</p>	<p>本意見募集の対象であるガイドライン(案)の内容とは直接関係ないものでありますが、ご意見として参考にさせていただきます。</p>